

福岡県公報

平成23年 3 月 16 日

第 3 2 3 1 号

目 次

告 示 (第446号 - 第478号)

都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 2
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課) 2
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課) 3
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 3
都市計画の変更	(都市計画課) 3
土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) 3
土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) 9
道路の供用の開始	(道路維持課)17
公共測量の実施	(県土整備総務課)17
公共測量の実施	(県土整備総務課)17
公共測量の実施	(県土整備総務課)17
公共測量の終了	(県土整備総務課)18
公共測量の終了	(県土整備総務課)18
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)18
平成23年 2 月総務省告示第56号で公示された合併市町村の人口を平成22年国勢調査が行われた時において調査した当該市町村のそれぞれの選挙区に属する区域の人口に按分して得た人口	(調査統計課)18
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)19
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出		

	(中小企業振興課)20
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出		
	(中小企業振興課)20
大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出		
	(中小企業振興課)21
都市公園の兼用工作物の管理について	(公園街路課)21
堤防と公園施設との兼用工作物の管理	(河 川 課)22
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)22
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)23
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)23
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)23
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)24
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)24
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)24
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)25
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)25
都市計画の変更	(都市計画課)25
選挙管理委員会		
政治団体の平成21年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)26
福岡県知事選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数	(市町村支援課)27
福岡県知事選挙における政見放送において手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者	(市町村支援課)27
公安委員会		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 4 条第 1 項第 4 号に規定する日及び地域の指定	(警察本部生活環境課)27
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活環境課)27

告 示

福岡県告示第446号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年3月福岡県告示第570号福岡都市計画道路事業3・3・43号博多駅春日原線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成12年8月4日から平成24年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成21年3月福岡県告示第570号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成21年3月福岡県告示第570号の事業地に同じ

福岡県告示第447号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年11月福岡県告示第2260号久留米都市計画駐車場事業7号JR久留米駅西口駐車場の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成19年11月30日から平成26年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成19年11月福岡県告示第2260号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第448号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年11月福岡県告示第2205号久留米都市計画道路事業3・4・12号京町西田線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

平成17年11月16日から平成26年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成17年11月福岡県告示第2205号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成23年3月4日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
八女市立花町北山（立花地区小倉谷換地区）	換地計画書の写し	平成23年3月16日から平成23年4月14日まで	八女市役所

福岡県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成23年3月4日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
八女市立花町北山（立花地区北山 換地区）	換地計画書の写し	平成23年3月16日から 平成23年4月14日まで	八女市役所

福岡県告示第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年3月16日から同月30日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

筑後都市計画道路

- 3・4・2号羽犬塚停車場線の変更
- 3・4・3号前津長浜線（旧名称 3・4・3号玄ヶ野二本松線）の変更
- 3・4・5号熊野水田線の変更
- 3・4・6号熊野玄ヶ野線の廃止
- 3・4・7号二本松下北島線の廃止
- 3・4・8号停車場藤島線の廃止

2 都市計画を変更する土地の区域

筑後市大字熊野字玄ヶ野、字頭無、大字前津字頭無、字車路、字丑ノマヤ、大字長浜字下宿道、字南宿道、大字山ノ井字南野、字松延、字平家堂、字焼林、大字熊野字後古賀、字塚根、字八ツ江、字玄ヶ野、大字山ノ井字焼林、字トノエ、大字和泉字トノエ、大字野町字向トノエ、大字上北島字井原口、大字下北島字櫛引、大字山ノ井字諏訪ノ前、字前田、字河原田、字屋鋪地南及び字古道の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

筑後市都市対策課

福岡県告示第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻 生 渡

大牟田都市計画道路を変更（大牟田都市計画道路3・4・13号諏訪川線、3・4・43号四山町線及び3・5・40号久福木米ノ山線の変更）

福岡県告示第453号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

上益川	嘉麻市大隈町（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
中益川	嘉麻市中益（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
二段川	嘉麻市大隈及び中益（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
上大隈川	嘉麻市大隈（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
迫谷川	嘉麻市上（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
庄手川	嘉麻市上（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
田平川	嘉麻市上（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
本明川1	嘉麻市上（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
青井手川	嘉麻市桑野（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
田手原川	嘉麻市桑野（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
高屋川	嘉麻市桑野（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
掛橋川	嘉麻市桑野（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
山瀬川4	嘉麻市桑野（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
山瀬川3	嘉麻市桑野（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
山瀬川2	嘉麻市桑野（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
山瀬川1	嘉麻市桑野（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流

市野川2	嘉麻市桑野（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
市野川1	嘉麻市桑野（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
倉谷川	嘉麻市桑野（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
添ヶ倉川2	嘉麻市桑野（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
添ヶ倉川1	嘉麻市桑野（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
神有川	嘉麻市桑野（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
蛇谷川	嘉麻市桑野（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
中野川	嘉麻市桑野（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
山口川1	嘉麻市桑野（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
山口川2	嘉麻市桑野（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
小野谷川	嘉麻市小野谷及び桑野（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
山上川	嘉麻市小野谷（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
小山川	嘉麻市小野谷（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
所迫川3	嘉麻市馬見（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
所迫川2	嘉麻市馬見（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
所迫川1	嘉麻市馬見（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流

東尾谷川 2	嘉麻市馬見（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
東尾谷川 1	嘉麻市馬見（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流
東馬見川	嘉麻市馬見（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流
尾谷川 1	嘉麻市馬見（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流
宮小路川 2	嘉麻市馬見及び屏（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流
宮小路川 1	嘉麻市馬見及び屏（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流
屏川	嘉麻市馬見及び屏（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流
荒谷川 3	嘉麻市屏（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流
吉田川	嘉麻市屏（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流
荒谷川 1 - 2	嘉麻市屏（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流
荒谷川 1 - 1	嘉麻市屏（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流
荒谷川 2	嘉麻市屏（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流
堀田川	嘉麻市屏（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流
谷川 2	嘉麻市屏（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流
谷川 1	嘉麻市屏（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流
榎谷川	嘉麻市屏（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流

向屋敷川	嘉麻市屏（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流
山口谷川	嘉麻市椎木（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流
大村川	嘉麻市千手（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流
平迫川 2	嘉麻市千手（別紙図面52に示す区域のとおり）	土石流
平迫川 1	嘉麻市千手（別紙図面53に示す区域のとおり）	土石流
中村川 1	嘉麻市千手（別紙図面54に示す区域のとおり）	土石流
本町川	嘉麻市千手（別紙図面55に示す区域のとおり）	土石流
正手川	嘉麻市千手（別紙図面56に示す区域のとおり）	土石流
横町川 - 1	嘉麻市千手（別紙図面57に示す区域のとおり）	土石流
横町川 - 2	嘉麻市千手（別紙図面58に示す区域のとおり）	土石流
長野川	嘉麻市千手（別紙図面59に示す区域のとおり）	土石流
川底川	嘉麻市千手（別紙図面60に示す区域のとおり）	土石流
芝原川	嘉麻市大力（別紙図面61に示す区域のとおり）	土石流
長坂川 - 2	嘉麻市大力（別紙図面62に示す区域のとおり）	土石流
下鳥川	嘉麻市大力（別紙図面63に示す区域のとおり）	土石流
長坂川 - 1	嘉麻市泉河内（別紙図面64に示す区域のとおり）	土石流

高畑川 1	嘉麻市泉河内（別紙図面65に示す区域のとおり）	土石流
高畑川 2	嘉麻市泉河内（別紙図面66に示す区域のとおり）	土石流
高底川 2	嘉麻市泉河内（別紙図面67に示す区域のとおり）	土石流
高底川 1	嘉麻市泉河内（別紙図面68に示す区域のとおり）	土石流
栗野川	嘉麻市泉河内（別紙図面69に示す区域のとおり）	土石流
古屋敷川	嘉麻市泉河内（別紙図面70に示す区域のとおり）	土石流
泉河内川 2	嘉麻市泉河内（別紙図面71に示す区域のとおり）	土石流
泉河内川 3	嘉麻市泉河内（別紙図面72に示す区域のとおり）	土石流
泉河内川 1	嘉麻市泉河内（別紙図面73に示す区域のとおり）	土石流
鬼松川	嘉麻市東畑（別紙図面74に示す区域のとおり）	土石流
東畑川	嘉麻市東畑（別紙図面75に示す区域のとおり）	土石流
西野川 2	嘉麻市西野（別紙図面76に示す区域のとおり）	土石流
西野川 1	嘉麻市西野（別紙図面77に示す区域のとおり）	土石流
八方川	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面78に示す区域のとおり）	土石流
野添	嘉麻市牛隈（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
早川	嘉麻市牛隈（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

柳ヶ谷 - 1	嘉麻市牛隈（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柳ヶ谷 - 2	嘉麻市牛隈（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春田 - 1	嘉麻市牛隈（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上山(1)	嘉麻市大隈（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄手 - 1	嘉麻市上（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄手 - 3	嘉麻市上（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄手 - 2	嘉麻市上（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
政所 - 1	嘉麻市宮吉（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
政所 - 2	嘉麻市宮吉（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天神 - 1	嘉麻市宮吉（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天神 - 3	嘉麻市宮吉（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天神 - 2	嘉麻市宮吉（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天神(a)	嘉麻市宮吉（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天神(b)	嘉麻市宮吉（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
仙道 - 1	嘉麻市桑野（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
仙道 - 2	嘉麻市桑野（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

掛橋 - 3	嘉麻市桑野（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
掛橋 - 1	嘉麻市桑野（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
掛橋 - 2	嘉麻市桑野（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市野(a)	嘉麻市桑野（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山瀬川 - 1	嘉麻市桑野（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山瀬川 - 2	嘉麻市桑野（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市野(b) - 1	嘉麻市桑野（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市野(b) - 2	嘉麻市桑野（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
倉谷 - 1	嘉麻市桑野（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
倉谷	嘉麻市桑野（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中野 - 2	嘉麻市桑野（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中野 - 3	嘉麻市桑野（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
神有 - 1	嘉麻市桑野（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中野 - 1	嘉麻市桑野（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口	嘉麻市桑野（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永天 - 1	嘉麻市小野谷（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

石井谷	嘉麻市小野谷（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永天 - 2	嘉麻市小野谷（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永天 - 3	嘉麻市小野谷（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永天 - 4	嘉麻市小野谷（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
所迫	嘉麻市馬見（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西尾谷(a)	嘉麻市馬見（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東尾谷 - 1	嘉麻市馬見（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東尾谷 - 3	嘉麻市馬見（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東尾谷 - 2	嘉麻市馬見（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東馬見 - 1	嘉麻市馬見（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東馬見 - 2	嘉麻市馬見（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東馬見 - 3	嘉麻市馬見（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西尾谷(b) - 1	嘉麻市馬見（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西尾谷(b) - 2	嘉麻市馬見（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒谷(b)	嘉麻市馬見（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒谷(a)	嘉麻市屏（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

荒谷	嘉麻市屏（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村 - 1	嘉麻市屏（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
塀(2)	嘉麻市屏（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
塀(1) - 1	嘉麻市屏（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
塀(1) - 2	嘉麻市屏（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上椎木(b) - 1	嘉麻市椎木（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上椎木(b) - 2	嘉麻市椎木（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上椎木(b) - 3	嘉麻市椎木（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上椎木(a)	嘉麻市椎木（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口谷 - 1	嘉麻市椎木（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
貝島 - 1 - 1	嘉麻市中益（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
貝島 - 1 - 2	嘉麻市中益（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
杉坂	嘉麻市大隈町（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
倉屋敷 - 2	嘉麻市上西郷（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
倉屋敷 - 1 - 1	嘉麻市上西郷（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
倉屋敷 - 1 - 2	嘉麻市上西郷（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

倉屋敷	嘉麻市上西郷（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井の浦(1)	嘉麻市芥田（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井の浦(2) - 1	嘉麻市芥田（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井の浦(2) - 2	嘉麻市芥田（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
溝口	嘉麻市芥田（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
一丁五反 - 1	嘉麻市千手（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
一丁五反	嘉麻市千手（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平追	嘉麻市千手（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
中組	嘉麻市大力（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柴原	嘉麻市大力（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高畑 - 2	嘉麻市泉河内（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高畑 - 3	嘉麻市泉河内（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高畑 - 1	嘉麻市泉河内（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
栗野	嘉麻市泉河内（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
古屋敷	嘉麻市泉河内（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泉河内 - 1	嘉麻市泉河内（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

泉河内 - 2	嘉麻市泉河内（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上才田 - 1	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上才田 - 2	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
才田(b) - 1	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
才田(b) - 2	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
才田(a)	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大力 - 1	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迎原 - 4	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迎原 - 3	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迎原 - 2	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
迎原 - 1	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
九郎原 - 1 - 2	嘉麻市九郎原（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泉河内	嘉麻市泉河内（別紙図面173に示す区域のとおり）	地すべり

備考 別紙図面1から173までは、省略し、その図面を福岡県土整備部砂防課、福岡県飯塚県土整備事務所及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第454号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指

定する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻 生 渡

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上益川	嘉麻市大隈町（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
中益川	嘉麻市中益（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
二段川	嘉麻市大隈及び中益（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
上大隈川	嘉麻市大隈（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
迫谷川	嘉麻市上（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
庄手川	嘉麻市上（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
田平川	嘉麻市上（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
本明川1	嘉麻市上（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
田手原川	嘉麻市桑野（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり

高屋川	嘉麻市桑野（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
掛橋川	嘉麻市桑野（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
山瀬川4	嘉麻市桑野（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
山瀬川3	嘉麻市桑野（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
山瀬川2	嘉麻市桑野（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
市野川1	嘉麻市桑野（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
倉谷川	嘉麻市桑野（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
添ヶ倉川2	嘉麻市桑野（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
添ヶ倉川1	嘉麻市桑野（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
神有川	嘉麻市桑野（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
中野川	嘉麻市桑野（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり

山口川1	嘉麻市桑野（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
山口川2	嘉麻市桑野（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
小野谷川	嘉麻市小野谷及び桑野（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり
山上川	嘉麻市小野谷（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
小山川	嘉麻市小野谷（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
所迫川3	嘉麻市馬見（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
所迫川2	嘉麻市馬見（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
所迫川1	嘉麻市馬見（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
東尾谷川2	嘉麻市馬見（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
東尾谷川1	嘉麻市馬見（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
東馬見川	嘉麻市馬見（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面31に記載する表のとおり

宮小路川 2	嘉麻市馬見及び屏（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面32に記載する表のとおり
宮小路川 1	嘉麻市馬見及び屏（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面33に記載する表のとおり
屏川	嘉麻市馬見及び屏（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面34に記載する表のとおり
荒谷川 3	嘉麻市屏（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面35に記載する表のとおり
吉田川	嘉麻市屏（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面36に記載する表のとおり
荒谷川 1 - 2	嘉麻市屏（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面37に記載する表のとおり
荒谷川 1 - 1	嘉麻市屏（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面38に記載する表のとおり
荒谷川 2	嘉麻市屏（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面39に記載する表のとおり
堀田川	嘉麻市屏（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面40に記載する表のとおり
谷川 2	嘉麻市屏（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面41に記載する表のとおり
谷川 1	嘉麻市屏（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面42に記載する表のとおり

榎谷川	嘉麻市屏（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面43に記載する表のとおり
向屋敷川	嘉麻市屏（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面44に記載する表のとおり
山口谷川	嘉麻市椎木（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面45に記載する表のとおり
大村川	嘉麻市千手（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面46に記載する表のとおり
平迫川 2	嘉麻市千手（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面47に記載する表のとおり
平迫川 1	嘉麻市千手（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面48に記載する表のとおり
中村川 1	嘉麻市千手（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面49に記載する表のとおり
本町川	嘉麻市千手（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面50に記載する表のとおり
正手川	嘉麻市千手（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面51に記載する表のとおり
横町川 - 1	嘉麻市千手（別紙図面52に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面52に記載する表のとおり
横町川 - 2	嘉麻市千手（別紙図面53に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面53に記載する表のとおり

長野川	嘉麻市千手（別紙図面54に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面54に記載する表のとおり
川底川	嘉麻市千手（別紙図面55に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面55に記載する表のとおり
芝原川	嘉麻市大力（別紙図面56に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面56に記載する表のとおり
長坂川 - 2	嘉麻市大力（別紙図面57に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面57に記載する表のとおり
下鳥川	嘉麻市大力（別紙図面58に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面58に記載する表のとおり
長坂川 - 1	嘉麻市泉河内（別紙図面59に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面59に記載する表のとおり
高畑川 1	嘉麻市泉河内（別紙図面60に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面60に記載する表のとおり
高畑川 2	嘉麻市泉河内（別紙図面61に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面61に記載する表のとおり
高底川 2	嘉麻市泉河内（別紙図面62に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面62に記載する表のとおり
高底川 1	嘉麻市泉河内（別紙図面63に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面63に記載する表のとおり
栗野川	嘉麻市泉河内（別紙図面64に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面64に記載する表のとおり

古屋敷川	嘉麻市泉河内（別紙図面65に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面65に記載する表のとおり
泉河内川 2	嘉麻市泉河内（別紙図面66に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面66に記載する表のとおり
泉河内川 3	嘉麻市泉河内（別紙図面67に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面67に記載する表のとおり
泉河内川 1	嘉麻市泉河内（別紙図面68に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面68に記載する表のとおり
鬼松川	嘉麻市東畑（別紙図面69に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面69に記載する表のとおり
東畑川	嘉麻市東畑（別紙図面70に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面70に記載する表のとおり
西野川 2	嘉麻市西野（別紙図面71に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面71に記載する表のとおり
西野川 1	嘉麻市西野（別紙図面72に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面72に記載する表のとおり
八方川	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面73に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面73に記載する表のとおり
野添	嘉麻市牛隈（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
早川	嘉麻市牛隈（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり

柳ヶ谷 - 1	嘉麻市牛隈（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり
柳ヶ谷 - 2	嘉麻市牛隈（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
春田 - 1	嘉麻市牛隈（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
上山(1)	嘉麻市大隈（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり
庄手 - 1	嘉麻市上（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり
庄手 - 3	嘉麻市上（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり
庄手 - 2	嘉麻市上（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり
政所 - 1	嘉麻市宮吉（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面83に記載する表のとおり
政所 - 2	嘉麻市宮吉（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
天神 - 1	嘉麻市宮吉（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり
天神 - 3	嘉麻市宮吉（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面86に記載する表のとおり

天神 - 2	嘉麻市宮吉（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面87に記載する表のとおり
天神(a)	嘉麻市宮吉（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面88に記載する表のとおり
天神(b)	嘉麻市宮吉（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面89に記載する表のとおり
仙道 - 1	嘉麻市桑野（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
仙道 - 2	嘉麻市桑野（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載する表のとおり
掛橋 - 3	嘉麻市桑野（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面92に記載する表のとおり
掛橋 - 1	嘉麻市桑野（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載する表のとおり
掛橋 - 2	嘉麻市桑野（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり
市野(a)	嘉麻市桑野（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり
山瀬川 - 1	嘉麻市桑野（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
山瀬川 - 2	嘉麻市桑野（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面97に記載する表のとおり

市野(b) - 1	嘉麻市桑野（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面98に記載する表のとおり
市野(b) - 2	嘉麻市桑野（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり
倉谷 - 1	嘉麻市桑野（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面100に記載する表のとおり
倉谷	嘉麻市桑野（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり
中野 - 2	嘉麻市桑野（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
中野 - 3	嘉麻市桑野（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
神有 - 1	嘉麻市桑野（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
中野 - 1	嘉麻市桑野（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり
山口	嘉麻市桑野（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
永天 - 1	嘉麻市小野谷（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面107に記載する表のとおり
石井谷	嘉麻市小野谷（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面108に記載する表のとおり

永天 - 2	嘉麻市小野谷（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面109に記載する表のとおり
永天 - 3	嘉麻市小野谷（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり
永天 - 4	嘉麻市小野谷（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり
所迫	嘉麻市馬見（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面112に記載する表のとおり
西尾谷(a)	嘉麻市馬見（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面113に記載する表のとおり
東尾谷 - 1	嘉麻市馬見（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面114に記載する表のとおり
東尾谷 - 3	嘉麻市馬見（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面115に記載する表のとおり
東尾谷 - 2	嘉麻市馬見（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面116に記載する表のとおり
東馬見 - 1	嘉麻市馬見（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面117に記載する表のとおり
東馬見 - 2	嘉麻市馬見（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面118に記載する表のとおり
東馬見 - 3	嘉麻市馬見（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面119に記載する表のとおり

西尾谷(b) - 1	嘉麻市馬見 (別紙図面120に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面120に記載する表のとおり
西尾谷(b) - 2	嘉麻市馬見 (別紙図面121に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面121に記載する表のとおり
荒谷(b)	嘉麻市馬見 (別紙図面122に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面122に記載する表のとおり
荒谷(a)	嘉麻市屏 (別紙図面123に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面123に記載する表のとおり
荒谷	嘉麻市屏 (別紙図面124に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面124に記載する表のとおり
本村 - 1	嘉麻市屏 (別紙図面125に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面125に記載する表のとおり
塀(2)	嘉麻市屏 (別紙図面126に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面126に記載する表のとおり
塀(1) - 1	嘉麻市屏 (別紙図面127に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面127に記載する表のとおり
塀(1) - 2	嘉麻市屏 (別紙図面128に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面128に記載する表のとおり
上椎木(b) - 1	嘉麻市椎木 (別紙図面129に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面129に記載する表のとおり
上椎木(b) - 2	嘉麻市椎木 (別紙図面130に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面130に記載する表のとおり

上椎木(b) - 3	嘉麻市椎木 (別紙図面131に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面131に記載する表のとおり
上椎木(a)	嘉麻市椎木 (別紙図面132に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面132に記載する表のとおり
山口谷 - 1	嘉麻市椎木 (別紙図面133に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面133に記載する表のとおり
貝島 - 1 - 1	嘉麻市中益 (別紙図面134に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面134に記載する表のとおり
貝島 - 1 - 2	嘉麻市中益 (別紙図面135に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面135に記載する表のとおり
杉坂	嘉麻市大隈町 (別紙図面136に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面136に記載する表のとおり
倉屋敷 - 2	嘉麻市上西郷 (別紙図面137に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面137に記載する表のとおり
倉屋敷 - 1 - 1	嘉麻市上西郷 (別紙図面138に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面138に記載する表のとおり
倉屋敷 - 1 - 2	嘉麻市上西郷 (別紙図面139に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面139に記載する表のとおり
倉屋敷	嘉麻市上西郷 (別紙図面140に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面140に記載する表のとおり
井の浦(1)	嘉麻市芥田 (別紙図面141に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面141に記載する表のとおり

井の浦(2) - 1	嘉麻市芥田（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面142に記載する表のとおり
井の浦(2) - 2	嘉麻市芥田（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面143に記載する表のとおり
溝口	嘉麻市芥田（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面144に記載する表のとおり
一丁五反 - 1	嘉麻市千手（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面145に記載する表のとおり
一丁五反	嘉麻市千手（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面146に記載する表のとおり
平追	嘉麻市千手（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面147に記載する表のとおり
中組	嘉麻市大力（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面148に記載する表のとおり
柴原	嘉麻市大力（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面149に記載する表のとおり
高畑 - 2	嘉麻市泉河内（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面150に記載する表のとおり
高畑 - 3	嘉麻市泉河内（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面151に記載する表のとおり
高畑 - 1	嘉麻市泉河内（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面152に記載する表のとおり

栗野	嘉麻市泉河内（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面153に記載する表のとおり
古屋敷	嘉麻市泉河内（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面154に記載する表のとおり
泉河内 - 1	嘉麻市泉河内（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面155に記載する表のとおり
泉河内 - 2	嘉麻市泉河内（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面156に記載する表のとおり
上才田 - 1	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面157に記載する表のとおり
上才田 - 2	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面158に記載する表のとおり
才田(b) - 1	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面159に記載する表のとおり
才田(b) - 2	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面160に記載する表のとおり
才田(a)	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面161に記載する表のとおり
大力 - 1	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面162に記載する表のとおり
迎原 - 4	嘉麻市嘉穂才田（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面163に記載する表のとおり

迎原 - 3	嘉麻市嘉穂才田 (別紙図面164に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面164に記載する表のとおり
迎原 - 2	嘉麻市嘉穂才田 (別紙図面165に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面165に記載する表のとおり
迎原 - 1	嘉麻市嘉穂才田 (別紙図面166に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面166に記載する表のとおり
九郎原 - 1 - 2	嘉麻市九郎原 (別紙図面167に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面167に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から167までは、省略し、その図面を福岡県県土整備部砂防課、福岡県飯塚県土整備事務所及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第455号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年3月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡東環状線	糟屋郡粕屋町大字酒殿1024番2先から 糟屋郡粕屋町大字酒殿1132番5先まで

福岡県告示第456号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量 (3級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成23年2月21日から 平成23年3月31日まで

福岡県告示第457号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量 (3級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市内	平成23年2月7日から 平成23年3月30日まで

福岡県告示第458号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大川市	平成23年2月2日から 平成23年3月15日まで

福岡県告示第459号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成23年2月23日

福岡県告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区大字新道寺地区	平成23年2月15日

福岡県告示第461号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	120	北九州市小倉北区田町11番15号 福岡県建設業協同組合北九州支部 支部長 和間 誠一	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 福岡県北九州県土整備事務所建築指導課内	平成22年6月5日
旧		北九州市小倉北区田町11番15号 福岡県建設業協同組合北九州支部 支部長 軸丸 安廣		

福岡県告示第462号

市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第39条第1項の規定に基づき、平成23年2月総務省告示第56号で公示された合併市町村の人口を平成22年国勢調査が行われた時において調査した当該市町村のそれぞれの選挙区に属する区域の人口に按分して得た人口を次のとおり告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

合併市町村	旧市町村	福岡県議会議員の従前の選挙区	人口（人）

八女市	旧八女市	八女市選挙区	41,623
	旧黒木町	八女郡選挙区	12,293
	旧立花町		10,589
	旧矢部村		1,406
	旧星野村		3,142

福岡県告示第463号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成23年2月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル行橋店
 (2) 所在地 福岡県行橋市北泉4丁目1457-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社トライアルカンパニー	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成23年11月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,016平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北西側	197

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物正面北東側	35

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物外東側	231.642

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物外東側	31.91

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 建物北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第464号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成23年2月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 foodway 稲築店

(2) 所在地 福岡県嘉麻市岩崎826番地1

3 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
生鮮市場たんと稲築店	foodway 稲築店

福岡県告示第465号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成23年2月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 foodway 稲築店

(2) 所在地 福岡県嘉麻市岩崎826番地1

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐輪場の位置	収容台数 (台)	駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物南側	15	建物南側	35

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ハイマート	午前9時	午後10時	午前9時	午前0時

通常の営業時間は午前9時から午前0時であるが、年間の内10日以内（年末、年始など）は24時間営業を予定。

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時30分から午後10時30分	午前8時30分から午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
3箇所	福岡県嘉麻市岩崎826番地1	2箇所	福岡県嘉麻市岩崎826番地1

福岡県告示第466号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成23年2月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 田主丸ショッピングプラザ

(2) 所在地 福岡県久留米市田主丸町豊城字下ツプロ1895番地

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
A棟東側	93	A棟東側	95
D棟東側	94	D棟東側	92
C棟北・南側	27	C棟北側	9
B棟南西側	137	B棟南西側	44
C棟東側	144	C棟東側	124
合計	495	合計	364

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)

A棟北側	105	A棟北側	153
B棟西側	131	B棟西側	160
C棟南側	113	C棟南側	89
合計	349	合計	402

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立法メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立法メートル)
A棟西側	52	A棟西側	52
B棟西側	25	B棟西側	25
C棟南側	6	C棟内南側	6
合計	83	合計	83

福岡県告示第467号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定による公園施設と堤防との兼用工作物の管理に関する協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県福岡県土整備事務所に備えて縦覧に供する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市公園の名称

天神中央公園

2 兼用工作物の位置

福岡市中央区西中洲6号3番1の一部及びその地先

3 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(1) 公園管理者 福岡県

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県知事 麻生 渡

(2) 河川管理者 福岡県知事 麻生 渡

福岡市博多区東公園7番7号

4 管理の内容

次に掲げる事項は公園管理者が行い、それ以外の事項は河川管理者が行う。

(1) 公園専用施設（公園施設の効用のみの部分をいう。以下同じ。）及び兼用施設（公園施設と河川管理施設の効用を兼ねる部分をいう。）の新設、改築、維持及び修繕

(2) 原則として公園専用施設に係る災害復旧

5 管理の期間

告示の日から堤防の存続する日まで

福岡県告示第468号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と公園施設との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所（管理課）に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

二級河川那珂川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

3 河川管理施設の位置

福岡市中央区西中洲6号3番1の一部及びその地先

4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

名称 公園管理者 福岡県

所在地 福岡市博多区東公園7番7号

代表者 福岡県知事 麻生 渡

5 管理の内容

(1) 公園専用施設（公園施設の効用のみの部分をいう。以下同じ。）及び兼用施設（河川管理施設と公園施設の効用を兼ねる部分をいう。）の新設、改築、維持又は修繕

(2) 原則として公園専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

告示の日から公園の存続する日まで

福岡県告示第469号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の定により告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字母原字グミノ木谷1283、1284の2、字屋敷1347、字弓折1356、1363、1364、字奥畑1385、1426の30から1426の32まで、字平原1391の1、字堀田1422、1425、字引地1592、1610、字ロウカ坂1595、1600、1601（次の図に示す部分に限る。）、字小松野1634の14、1634の26・1635の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第470号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町今字法釈寺1155の4、1155の5、1157の1、1178の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第471号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字高道山221、字川畑222

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第472号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字上畑字山神717、745、699(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第473号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市八幡東区大字尾倉字平原1475（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第474号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市大力字柴原677、678、680、字野鳥774の1、774の2、780の14、780の22、781の2、788、字蛇淵831、832の1、837の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第475号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字リウゴ石2567、字狐岩下4606の1、4606の2、字ニタノ本7457の3、矢部村矢部字山内小路2173の1、2173の63、字滝ノ上6070の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字リウゴ石2567 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第476号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町笠原字東頭割8800の1、8800の2、字古川8848の16、8848の14(次の図に示す部分に限る。)、字鬼納内11511、11512の3、11517の2、11517の4、黒木町北大淵字見多野4361、4370、4393、4414、黒木町木屋字茅切場8062の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第477号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木寒水字梅河内529の1・531(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第478号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する

同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成23年3月16日

福岡県知事 麻 生 渡

岡垣都市計画道路を変更（岡垣都市計画道路3・6・9号海老津中村線の追加）

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、井上順吾後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成21年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成22年11月福岡県選挙管理委員会告示第148号）の一部を、次のとおり改める。

平成23年3月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

平成21年分収支報告書の要旨中、井上順吾後援会の項を次のとおり改める。

66 井上順吾後援会

報告年月日 22.02.04

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 12,283,464円

ア 前年繰越額 371,538円

イ 本年収入額 11,911,926円

(2) 支出総額 12,027,201円

(3) 翌年への繰越額 256,263円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附 9,976,243円

ア 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲） 9,976,243円

a 個人からの寄附 6,294,000円

c 政治団体からの寄附 3,682,243円

ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入 1,583,500円

拡大世話人会議 174,000円

新春のつどい慰会 89,000円

委員長就任祝賀会 1,093,000円

グラウンドゴルフ大会 227,500円

カ その他の収入 352,183円

一件十万円未満のもの 352,183円

合計 11,911,926円

[寄附の内訳]

a 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

井上 順吾 3,964,000円 大野城市

井上 堯春 1,500,000円 大野城市

井上 由紀子 830,000円 大野城市

小計 6,294,000円

c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

井上順吾後援会順栄会 713,448円 大野城市

自由民主党福岡県大野城市第一支部 2,868,795円 大野城市

自由民主党福岡県支部連合会 100,000円 福岡市博多区

小計 3,682,243円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 6,926,611円

ア 人件費 3,544,000円

イ 光熱水費 214,567円

ウ 備品・消耗品費 627,657円

エ 事務所費 2,540,387円

イ 政治活動費 5,100,590円

(ア) 組織活動費	3,382,622円
(イ) 選挙関係費	131,946円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,485,670円
a 機関紙誌の発行事業費	981,670円
b 宣伝事業費	504,000円
(エ) 調査研究費	4,300円
(オ) その他の経費	96,052円
合計	12,027,201円

福岡県選挙管理委員会告示第19号

平成23年4月10日執行の福岡県知事選挙における政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者一人当たりの政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成23年3月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

1 テレビジョン放送

一般放送事業者名	回数
アール・ケー・ピー毎日放送株式会社	2
株式会社テレビ西日本	1

2 ラジオ放送

一般放送事業者名	回数
九州朝日放送株式会社	1

福岡県選挙管理委員会告示第20号

平成23年4月10日執行の福岡県知事選挙における政見放送において候補者等が手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を、次のとおり定めた。

平成23年3月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者

日本放送協会福岡放送局

アール・ケー・ピー毎日放送株式会社

公安委員会

福岡県公安委員会告示第65号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第4条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年3月16日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日	地 域
平成23年5月3日～平成23年5月4日	福岡市の全地域
平成23年7月1日～平成23年7月15日	
平成23年7月15日～平成23年7月17日	北九州市の全地域
平成23年7月22日～平成23年7月24日	
平成23年8月6日～平成23年8月7日	
平成23年8月3日～平成23年8月5日	久留米市の全地域

福岡県公安委員会告示第66号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成23年3月16日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所

日 時	場 所

平成23年4月12日(火) 11:00~14:00(原則)	福岡県筑紫野市大字柚須原223番地25 福岡県立総合射撃場
----------------------------------	----------------------------------

気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

2 講習の使用銃種、射撃方式及び受講可能人数

使用銃種	射撃方式	受講可能人数
大口径ライフル銃	大口径ライフル銃等射撃	6名
ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃		
散弾銃	スキート射撃	6名
	トラップ射撃	

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。